



介護保険料納入通知書を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成25年度介護保険料納入通知書を、7月17日㈭に発送します。この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として利用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管しておいてください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

◆年金から納付している方へ

年金から介護保険料を納付している方は、納入通知書を圧着封筒でお送りしますので、紛失などにご注意ください。

◆納付書をお送りする方へ

お送りする納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。また、口座振替依頼書を同封しておりますので、ご希望の方は口座振替依頼書に必要事項を記入し、届け出印を押印の上、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。なお、郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みの際は、預金通帳が必要となります。

詳しくは納付書に同封の「口座振替のご案内」をご確認ください。

◆介護保険制度にご理解とご協力を

介護保険は法律の規定により3年ごとに計画の見直しを行い、平成25年度は見直し後2年目にあたりますので基準額などの変更はありません。介護保険は高

齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するため、介護保険料の納付にご協力ください。

◆高齢者支援課(☎ 042-438-4031)

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

◆出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。

出産育児一時金には、医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があります。これらの制度を利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則必要ありません。

ただし、直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方・直接支払制度などを利用しない方は、申請の必要があります。

◆申請手続きに必要なもの ①保険証
②印鑑 ③世帯主名義の口座が確認できるもの ④直接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

◆葬祭費

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。

□申請手続きに必要なもの ①会葬礼状または葬儀の領収書など、喪主であるとの確認ができるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名義の口座が確認できるもの

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

◆保険年金課(☎ 042-460-9821)

くらし

小規模店舗等バリアフリー改修工事助成金制度のご利用を

通路のスロープ化や出入り口の段差解消など改修工事を行う際に、その費用の一部(上限額50万円)を助成しています。

対 店舗・診療所などに供する部分の床面積が100平方メートル以下の既存施設
※助成対象に該当するかなど、詳しくはお問い合わせください。

◆都市計画課(☎ 042-438-4051)

雨水浸透施設の助成制度をご利用ください

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、降った雨を道路や河川に流さないための取り組みをしています。これが浸透による雨水の処理施設の設置助成事業です。この雨水浸透施設

の設置費用の一部(上限額15万円)を助成しています。

□助成対象 市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事

□助成事業実施期間 7月～平成26年2月末(予定)

※助成対象に該当するかなど、詳しくはお問い合わせください。

◆下水道課(☎ 042-438-4059)

募 集

障害者支援相談員

□応募資格 介護福祉士および介護支援専門員の両資格があり、障害者に関する施設または在宅での実務経験がある方

□採用人数 1人

□業務内容 障害者福祉サービス利用に係る相談、障害程度区分認定調査などに関すること

□報酬 日額1万3,500円

□選考方法 書類選考、面接試験

□面接試験日 7月20日(土)

□案内配布 障害福祉課(田無庁舎1階)および職員課(田無庁舎5階)で7月12日(金)まで配布。市HPからダウンロード可。

申 7月12日(金)までに、障害福祉課(保谷庁舎1階)へ直接持参。

◆障害福祉課(☎ 042-438-4034)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当する方で、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

◆児童扶養手当

□支給要件 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)。

①父母が離婚した ②父または母が死亡または生死不明 ③父または母に重度の障害がある ④婚姻によらないで生まれた(認知した父の扶養がある場合は除く)など

※詳しくは、お問い合わせください。

※平成15年4月1日現在支給要件に該当してから5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません(父子家庭を除く)。

□支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

①児童が父または母の死亡により遺族年金などを受けることができる ②児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所したりしている ③児童が請求書以外の父または母と生計を同じくしている ④児童が母または父の配偶者(※事実上の配偶者を含む)に養育されている ⑤請求者または児童が日本に住所がない

※事実上の配偶者とは、異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

□支給金額(月額)

全部支給…4万1,430円
一部支給…4万1,420円～9,780円(所得に応じて10円刻み)

※第2子は5,000円、第3子以降1人につき3,000円加算

◆特別児童扶養手当

□対象 20歳未満の中・重度の障害(おむね身体障害者手帳1～3級、下肢障害4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度、およびこれらと同程度以上の内部障害・精神障害・発達障害)がある児童を養育している父母または養育者。※手帳をお持ちでなくとも指定の診断書により、申請することができます。

※児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。

□支給金額(月額)

1級…5万400円、2級…3万3,570円

◆各手当共通

□手当の支給

年3回(4月・8月・12月)4カ月分ごとの支払いとなります。

※特別児童扶養手当は、12月期については、11月支払いを認められています。

各手当は、申請のあった翌月分から支給されます。

□所得制限 受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくことになります。また受給資格がないにもかかわらず、偽りやその他の不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがあります。

◆子育て支援課(☎

(☎ 042-460-9840)

□別表1 平成25年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表

〈平成24年中の所得・平成25年8月分～平成26年7月分手当に適応〉

単位：円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当	
	※本人	孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者	本人	配偶者、扶養義務者
全部支給	一部支給			
0人	19万	192万	236万	459万6,000
1人	57万	230万	274万	497万6,000
2人	95万	268万	312万	535万6,000
3人	133万	306万	350万	573万6,000
4人以上	1人増すごとに加算38万			1人増すごとに加算21万3,000
1人につき加算	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族15万	老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)
	老人扶養10万		老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

□別表2 所得から控除できる額

単位：円

種 別	児童扶養手当		特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通)
	受給者(父または母)	受給者(養育者・孤児などの養育者)、配偶者、扶養義務者	
社会保険料相当額	8万	8万	8万
障害・勤労学生控除	27万	27万	27万
特別障害者控除	40万	40万	40万
寡婦(夫)控除	0	27万	* 27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済など掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

※配偶者は寡婦(夫)控除なし